

平成30年4月19日

原子力規制委員会 殿

東海・大洗原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 栗崎 博

平成30年度保安検査実施方針について

公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター（使用施設）に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 改善活動の取組状況

事業者の継続的な品質保証に関する改善活動として、事業者のマネジメントレビュー活動が適切に実施されているか、また、不適合事象に対する適切な原因究明、確実な再発防止策の是正処置が徹底して行われているか、さらに、他の施設で得られた知見について、自らの施設に適用すべき予防処置として適切に判定して対応されているか等の取組状況を確認する。

(2) 保守管理等の実施状況

他事業者での排気システムの未点検等を踏まえ、保安上重要な設備等に対して、保守の計画が作成され、それを実施するための体制が構築され、点検が適切におこなわれていることを検査する。

(3) 異常事象等発生時の措置

核燃料物質を扱う新分析棟において、外部事象や内部火災、内部溢水を含めて異常事象等が発生した場合を想定したグリーンハウス設置及び身体除染の訓練が実施され、想定事象に対する拡大防止対策、必要な措置等が確実に行われるような体制、資機材、手順書等が整備されているか等を確認する。

なお、保安検査の内容、期間等は施設の運転状況、検査項目の追加等を勘案して適宜、見直しを行う。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

該当なし

3. 保安検査実施時期

- (1) 第1四半期：5月下旬～6月上旬（1日間）
- (2) 第2四半期：8月下旬～9月上旬（1日間）
- (3) 第3四半期：11月下旬～12月上旬（1日間）
- (4) 第4四半期：2月下旬～3月上旬（1日間）